

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年九月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 津山リバーシティ（A街区）

所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオン株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五一一

代表者の氏名 代表取締役 岡田 元也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一万六千四百六十二平方メートル

（変更後）二万五千七百九十七平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

（変更前）千四十八台 （変更後）千七百三台

イ 駐輪場の収容台数

（変更前）十八台 （変更後）百五十台

ウ 荷さばき施設の面積

（変更前）二百十五・〇平方メートル

（変更後）七百五十二・二平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前）百六十五立方メートル

（変更後）二百四十二・六立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 六箇所 (変更後) 十箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前五時から午後十一時まで

(変更後) 荷さばき一 午前五時から午後七時まで

荷さばき二 午前六時から午後八時まで

4 変更年月日

平成十九年七月一日

二 届出年月日

平成十八年八月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年九月八日から平成十九年一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課